



お知らせ

水道メーターの交換に協力してください

計量法で定められた使用期間（8年）が満了となる水道メーター（量水器）の交換を海上・干潟地域で行います。該当する家庭や事業所などへ市の「指定給水装置工事業者」が訪問するので、交換作業に協力してください（交換費用は無料です）。  
**対象地域**／海上地域および干潟地域  
**作業日**／10月1日（木）～15日（木）  
**問い合わせ先**／水道課（☎63-8882）

「目の愛護デー」  
無料電話相談

目の健康についての相談に、千葉県眼科医会会員が答えます。  
**日時**／10月12日（月・祝） 午前9時～午後1時 ※事前申し込み不要  
**相談電話番号**／☎043-242-4271  
**問い合わせ先**／千葉県眼科医会事務局（☎043-275-2354）

10月11日（日）から17日（土）は違反建築防止週間です

私たちの生命・健康・財産を守るため、地震や火災などに対する建築物の安全性に関する基準を定めているのが、建築基準法です。この基準は、建築物を建てる時には必ず守らなければなりません。

この週間をきっかけに、あなたの所有する建物が法令に適合しているかどうか、建築士と相談するなど点検を心掛けましょう。

なお、この週間に一斉公開建築パトロールが実施されます。  
**問い合わせ先**／都市整備課建築班（☎62-5895）

買わない・売らない・使わない  
10月は全国不正軽油撲滅強化月間

不正軽油の製造・販売・使用は、脱税行為だけでなく、県民の健康や地域の環境に悪影響を与える犯罪行為です。

**問い合わせ先**／香取県税事務所（☎0478-54-1314）

平成21年度 第2回「福祉のしごと就職フェア・inちば」

**日時**／10月17日（土） 午後1時～4時  
**会場**／幕張メッセ国際会議場  
**対象**／福祉施設や事業所などに就職を希望する人 ※参加無料  
**問い合わせ先**／千葉県福祉人材センター（☎043-248-1294）

市税の夜間納税窓口

**日時**／10月13日（火） 午後8時まで  
**場所**／税務課、各支所税務課分室  
**問い合わせ先**／税務課収税班（☎62-5322）

今月の納期

- ◆市県民税 第3期
- ◆国民健康保険税 第5期
- ◆介護保険料 第5期
- ◆後期高齢者医療保険料 第4期

納期限は11月2日（月）です  
 国民年金保険料は毎月納付です

健康メモ

今冬のインフルエンザ  
予防対策について



通常の季節性インフルエンザは、毎年秋から流行しますが、今年は豚に由来する新型インフルエンザが発生していることから、秋以降、両方のインフルエンザが重なって流行するものと考えられています。

また近年は、高病原性鳥インフルエンザが人から人へ感染する、新たな「新型インフルエンザ」発生の危険性も高まっています。

《予防策は》

- 個人での予防が一番重要です。
- 手洗い、うがいをこまめに行う
- インフルエンザウイルスは油膜で覆われていますので、せっけんでの手洗いが有効です。
- 咳エチケットを守る
- 咳、くしゃみをするときは、ティッシュペーパーなどで口と鼻を覆い、顔をほかの人に向けて、できれば1m以上離れましょう。
- ティッシュペーパーは、すぐにゴミ箱に捨てましょう。
- 症状が続くようなら、マスクを着用しましょう。
- 流行時は人込みを避ける
- 不用意な人込みへの外出は避け、避けられないときは、マスクを着用しましょう。

事前に、マスクやせっけんなどの衛生材料やインスタント食品、冷凍の食料品などを備蓄しておきましょう。

■予防接種を受ける  
 ・予防接種は、早めに受けましょう。  
 ・優先しなければならぬ人は、積極的に受けましょう。

《インフルエンザが疑われたら》  
 新型インフルエンザが疑われる人の受診も、一般の医療機関で行われることになりました。

■医療機関へ事前に電話をしてから受診しましょう  
 ・マスクを着用し、受診しましょう。  
 ・バスなどはなるべく避け、自家用車を利用しましょう。  
 ・持病のある人は重くならないよう早めに受診しましょう。

《市の対策は》

「旭市新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、市のホームページの「新型インフルエンザに関する情報」にて公開しています。  
 新型インフルエンザにかかった人は、ほとんどが軽症です。普段から個人予防の励行と、冷静な行動をお願いします。

〔健康管理課 看護師〕